

令和 6 年度小城市物価高騰対策給付金 (子ども加算) のご案内

※受給には手続きが必要です

- 物価高騰対策給付金は、価格の高騰の影響が大きい、令和 6 年度新たに住民税非課税世帯および住民税均等割のみ課税世帯となった世帯を支援する給付金です。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

給付金の支給額

児童 1 人あたり 5 万円

給付金の支給時期

市が確認書(または申請書)を受理した日から 3 週間後が目安です。
※申請書の場合は、さらに時間を要する可能性があります。

支給対象について

令和 6 年 6 月 3 日時点で小城市に住民登録があり、
令和 6 年度新たに住民税が非課税または均等割のみ課税となった世帯のうち、18 歳以下 (平成 18 年 4 月 2 日以降生まれ) の児童を扶養している世帯

※令和 6 年 6 月 3 日以降に生まれた新生児や、別居している児童を扶養している場合は、申請により、給付対象となる場合があります。

※世帯全員が、住民税が課されている他の親族等の扶養を受けている世帯は支給対象外です。

※住民税が未申告である世帯は、税の申告が必要です。

※令和 5 年度住民税非課税世帯への給付 (7 万円) 及び令和 5 年度住民税均等割のみ課税世帯への給付 (10 万円) の給付対象世帯は対象外です。(注) 未申請・辞退となった世帯についても対象外です。

手続きについては裏面をご確認ください。

必要な手続き

【確認書が届いた世帯】

令和6年6月3日時点で小城市に住民登録があり、世帯の課税状況が確認できた対象世帯に対し「確認書」を発送します。

- ・給付金を受け取るには「**確認書**」の提出が必要です。
- ・支給要件を確認し、必要事項を記載してください。
- ・必要に応じて、添付書類（本人確認書類の写し、口座確認書類）を添付してください。
- ・令和6年6月4日以降に生まれた新生児や別居している児童を扶養している等の理由で確認書と内容が相違する場合は、別途申請が必要です。

提出期限は令和6年10月31日(木)（必着）です。

【申請書が届いた世帯】

令和6年1月2日以降に小城市に転入した世帯や、世帯の中に未申告の人がいる場合など、市で税情報が確認できない世帯には「申請書」を発送します。

令和6年6月3日時点で別居しているが、扶養している児童がいる世帯や、基準日以降に小城市外へ転出し、その後出生した新生児がいるなど、一部の世帯は「申請書」が発送されません。対象となると思われる方は、申請書をホームページからダウンロード、またはお問い合わせいただければ申請書を郵送します。

- ・給付金を受け取るには、「**申請書**」の提出が必要です。
- ・申請書に必要事項を記入して、添付書類（本人確認書類の写し・口座確認書類の写し・令和6年1月1日時点でお住まいだった自治体が発行する令和6年度住民税課税証明書又は住民税非課税証明書（※世帯全員分）等）と一緒に提出してください。

提出期限は令和6年10月31日(木)（必着）です。



物価高騰対策給付金の「**振り込め詐欺**」や「**個人情報の詐取**」にご注意ください！自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。



問い合わせ先

小城市役所 社会福祉課 地域福祉係 ☎: 0952-37-6107
(受付 8:30~17:15 ※土、日、祝日を除く)